

## 本人以外から個人情報収集できる場合

- (1) 本人の同意を得ているとき。
- (2) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談、交渉等の事務を行う場合において、本人から収集したのでは当該事務の目的の達成が損なわれ、又は当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずると認められるとき。
- (7) 他の実施機関から提供を受けて収集するとき。
- (8) 国又は地方公共団体その他の公共的団体(以下「国等」という。)から収集することが事務の性質上やむを得ないと認められる場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が志摩市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき。